

騒音に係る環境基準の地域類型の指定

○ 環境基準を適用する地域

福生市の区域。ただし、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）第2条第1項の規定による施設及び区域の存する区域を除く。

○ 平成10年環境庁告示第64号に基づく地域の類型による区分

地域の類型	該当地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第4項までに定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びにこれらに接する地先及び水面
B	都市計画法第9条第5項から第7項までに定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び都市計画法第8条第1項第1号の規定により用途地域の定められていない地域並びにこれらに接する地先及び水面
C	都市計画法第9条第8項から第11項までに定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先及び水面